

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条	配偶者支援金の支給の決定	生活福祉第一課・第二課

1 審査基準

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第3項の規定により支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して、配偶者支援金を支給する。

<関連法令>

- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項、第15条第1項、同条第3項
- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第3項、同条第5項

2 標準処理期間

14日以内（30日）

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。